

主催：八尾市・八尾商工会議所

第40回八尾ものづくりカレッジ

～ 中小企業の設備投資を支援する「生産性向上特別措置法」について～

『生産性向上特別措置法』をご存知ですか？

政府が企業の生産性向上に向け、今後3年間で「生産性革命・集中投資期間」として大胆な税制・予算措置を講じる方針の下、新たに設備投資に係る新たな固定資産税(償却資産税)の特例が創設されることになりました。

また、税制面だけでなく、ものづくり補助金など各種補助金における優先採択を準備することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性向上を強力に後押しします。

「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を応援する本法律・制度を学ぶ機会として、是非本セミナーをご活用ください。

【開催日時】

H30 /6/13(水)

【場所】

八尾商工会議所会館 3 F
セミナールーム

Today's Point!!

- ・償却資産税がゼロになる？
 - ・各補助金の加点とは。
 - ・手続きはどこにすればよい？
 - ・何が、いつまで対象？
- など

平成30年6月13日(水)

16:00～17:00

『生産性向上特別措置法』

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 総括係長 二目 真次 氏

～八尾市は挑戦する経営者を応援します～